令和８年度

事　　業　　概　　要

愛知県海部福祉相談センター

愛知県

目　　次

第１　海部福祉相談センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１　管内の概況・・ 1
(1) 管轄区域・・ 1
(2) 管内の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２　沿　　革・・・ 3
３　機　　能・・・ 3
４　組織及び事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

《地域福祉課》

第２　地域福祉課の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
１　海部圏域保健医療福祉推進会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
２　身近な地域での福祉・推進（民生委員・児童委員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
３　生活困窮者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(1) 対象者・・・ 6
(2) 生活困窮者自立支援法による事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(3) その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(4) 自立相談（新規）受付件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(5) 住居確保給付金・一時生活支援事業支給額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
４　生活保護・・ 8
(1) 生活保護制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2) 保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
５　高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(1) 介護保険制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
６　児童福祉・・ 15
(1) 家庭児童相談室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
７　ひとり親家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(1) 母子家庭等に対する相談支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(2) 母子・父子家庭自立支援対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(4) 養育費確保支援給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(5) 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(6) 遺児手当・・ 21

８　女性支援事業等・・・

第１　海部福祉相談センターの概要

１　管内の概況

(1)　管轄区域

当センターの管轄区域は、津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡３町村（大治町、蟹江町及び飛島村）であり、令和８年４月１日現在の面積は 208.63 ㎢、人口は 316,271 人である。

管内は本県の西南端に位置し、東は名古屋市及び清須市に、北は稲沢市に、西は木曽川を隔て岐阜県及び三重県に、南は伊勢湾に面している。大部分が木曽川のデルタ地帯に属し、沖積地とその周辺を干拓した土地で形成され、北から緩く傾斜した平坦地で、昭和 36 年頃から地盤沈下が進行し、昭和 50 年以降は鎮静化の傾向にあるが、地域のほぼ全域が海抜ゼロメートルである。

《略図》

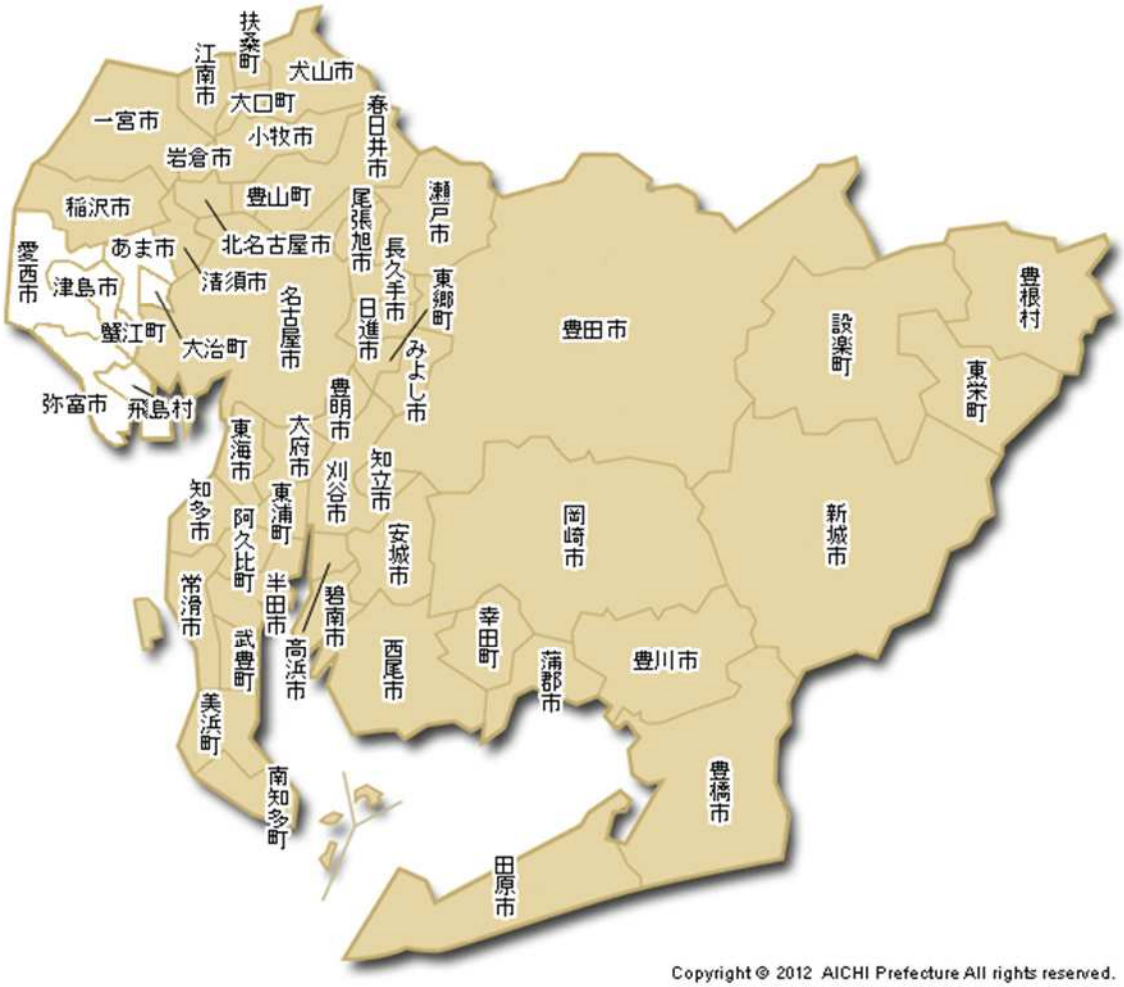

(2) 管内の人口

令和8年4月1日現在			令和7年10月1日現在						令和8年4月1日現在
	世帯数（世帯）	人口（人）	年齢3区分人口						面積（㎢）
			0～14歳		15～64歳		65歳以上		
			実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	
津島市	25,385	57,894	5,492	9.4	34,742	59.6	18,035	31.0	25.09
愛西市	22,816	57,756	6,184	10.6	33,189	57.1	18,742	32.2	66.68
弥富市	18,239	41,923	4,771	11.3	26,025	61.8	11,333	26.9	49.26
あま市	36,402	84,754	10,629	12.5	51,805	61.0	22,517	26.5	27.49
大治町	14,776	33,055	4,589	13.9	21,372	64.7	7,089	21.4	6.59
蟹江町	16,969	36,456	4,097	11.2	22,759	62.2	9,715	26.6	11.09
飛島村	1,653	4,433	540	12.1	2,485	55.8	1,432	32.1	22.43
市部	102,842	242,327	27,076	11.1	145,761	59.9	70,627	29.0	168.52
郡部	33,398	73,944	9,226	12.5	46,616	62.9	18,236	24.6	40.11
総計	136,240	316,271	36,302	11.4	192,377	60.6	88,863	28.0	208.63
愛知県	3,430,921	7,439,980	886,516	11.9	4,635,968	62.2	1,931,319	25.9	5,173.26

（注）1　出典：統計課「あいちの人口」
　　2　「人口」は令和8年4月1日時点、「年齢3区分人口合計」は令和7年10月1日時点のため一致しない。

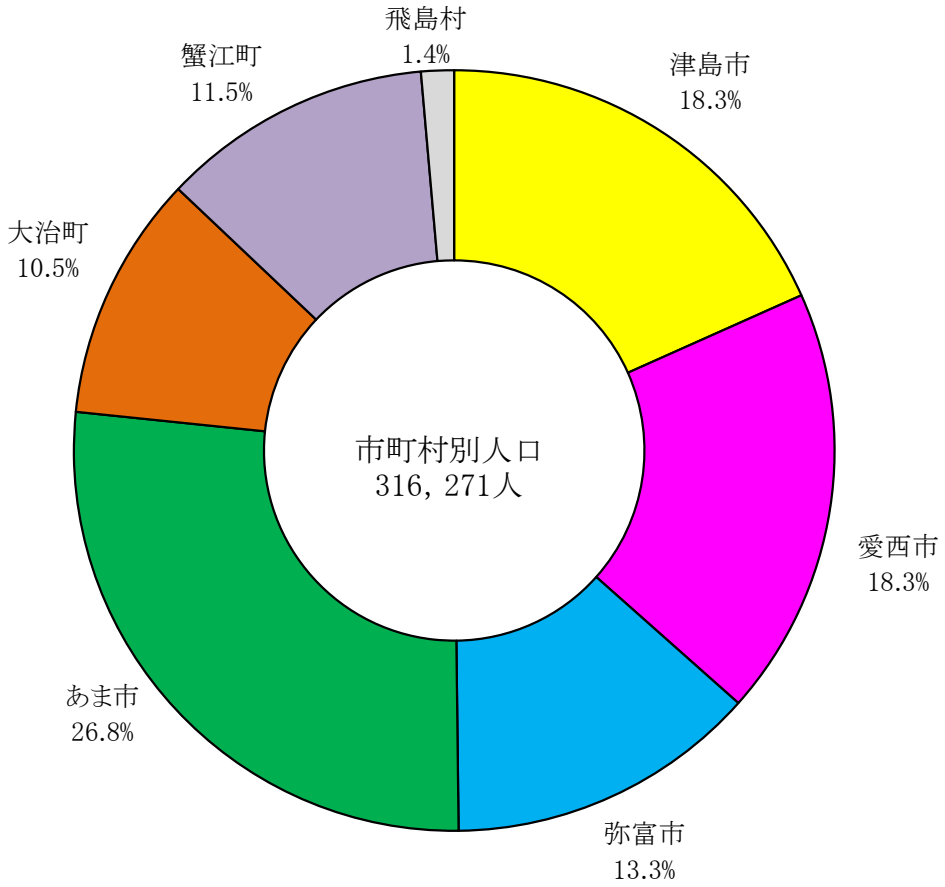

２　沿　革

【旧海部事務所】

・昭和 17 年７月１日、海部地方事務所設置。
・昭和 30 年 11 月 10 日、海部事務所設置。
・昭和 37 年８月３日、総合事務所建設。海部事務所入居。
・平成４年 12 月 11 日、海部総合庁舎新築。海部事務所入居。
・平成 14 年４月１日、地方機関の再編により、海部事務所は県民総務課、行政企画課、環境保全課、健康福祉課及び産業労働課の５課となった。

【旧海部児童相談センター】

・平成元年４月１日、中央児童相談所を分割し、本県８番目の児童相談所として、津島児童相談所が設置された。
・平成 14 年４月１日、地方機関の再編により、海部児童相談センターと名称変更された。

【海部福祉相談センター】

・平成 20 年４月１日、地方機関の再編により、旧海部事務所健康福祉課と旧海部児童相談センターが統合され、新たな組織として海部福祉相談センターとなり、海部福祉事務所を含む「地域福祉課」と海部児童・障害者相談センターである「児童育成課」の２課で発足した（ただし、地域福祉課は海部総合庁舎内で、児童育成課は旧海部児童相談センターにて業務を遂行した。）。
・平成 20 年 11 月１日、児童育成課が海部総合庁舎内へ移転した。

３　機　能

区分	課　　名	機　関　名	根　拠　法　令　等
海部福祉相談センター	地域福祉課	福祉事務所	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所
	児童育成課	児童相談所	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関
		身体障害者更生相談所（一部機能）	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条に基づき身体障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関
		知的障害者更生相談所（一部機能）	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に基づき知的障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関

４　組織及び事務分掌

令和８年４月１日現在

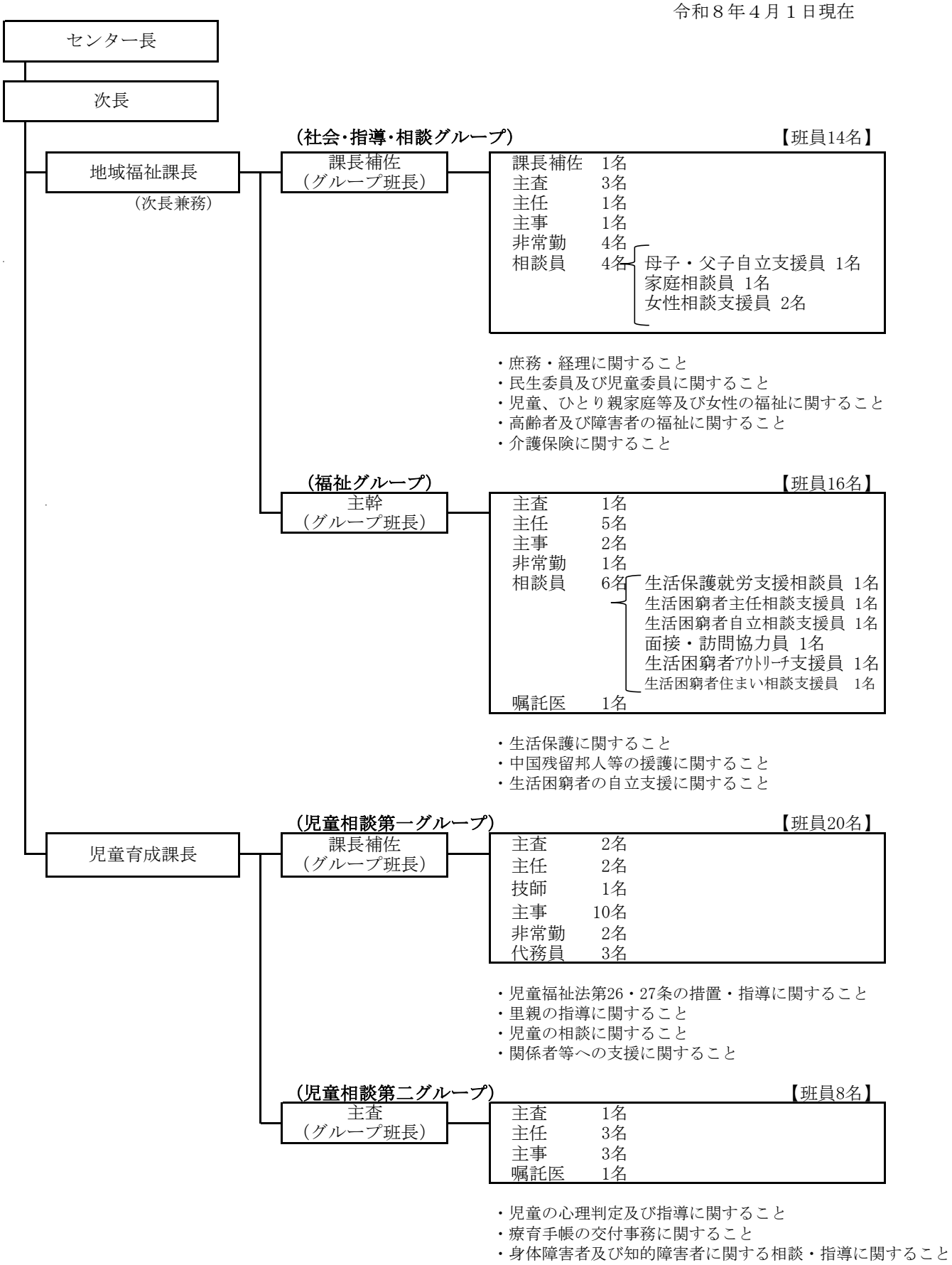

第２　地域福祉課の事業

１　海部圏域保健医療福祉推進会議

地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な検討、市町村を始めとする保健・医療・福祉に関わる行政機関及び団体相互の連絡調整、各２次医療圏（福祉圏域）（以下「圏域」という。）内のサービスの広域的な調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として、「海部津島圏域保健医療福祉推進会議」が平成 14 年４月１日に津島保健所に設置された。平成 18 年４月１日に「海部圏域保健医療福祉推進会議」と改称され、海部福祉相談センターもこの会議の構成員として参画している。

なお、この会議は、地域における意見集約の場として位置づけられ、従来、保健所毎に設置されていた「保健所運営協議会」、２次医療圏毎に設置されていた「医療圏保健医療福祉推進協議会」及び福祉圏域毎に設置されていた「地域福祉推進調整会議」を統合したものであり、次に掲げる事務を所掌している。

(1) 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。
(2) 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること。
(3) 健康福祉ビジョンの推進に関すること。
(4) その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

海部圏域保健医療福祉推進会議の開催状況（令和７年度）

開　催　日	議　　題
書面開催 令和７年１０月１６日	１　報告事項 令和７年度の病床整備について 愛知県地域保健医療計画（別表）について 令和７年度海部地方総合防災訓練における保健医療活動連携訓練実施結果について
令和８年２月３日	１　協議事項 医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について ２　報告事項 愛知県地域保健医療計画について 令和７年度における病床整備計画の取扱いについて 令和７年度津島保健所地域災害医療部会の開催結果について

２　身近な地域での福祉・推進（民生委員・児童委員）

民生委員は、地域の社会福祉を増進することを目的とし、市町村の区域に設置されている民間奉仕者である。その職務は、担当地域内の実情を把握し、要保護者の相談に応じ援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係行政機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連携し、その事業活動を支援するなど広範囲に及んでいる。

この他、生活福祉資金貸付制度の実施面、心配ごとの相談など大きな役割を果たしている。

さらに、民生委員は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 16 条により児童委員に充てられ児童福祉の増進にも重要な機能を果たしている。

また、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談や援助活動に対する期待が高まる中、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が平成６年１月から設置された。

民生委員・児童委員、主任児童委員配置状況（令和８年４月１日現在）　（単位：人）

市名	民生委員・児童委員	町村名	民生委員・児童委員
津島市	118　(16)	大治町	37　（２）
愛西市	115　（９）	蟹江町	67　（４）
弥富市	72　（７）	飛島村	11　（１）
あま市	111　（７）	町村計	115　（７）
市計	416　(39)	合計	531　(46)

（注）　（　）内は、主任児童委員数（再掲）

３　生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、現在経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者の自立促進を図る制度である。

(1)　対象者

生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。

現在、生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者が主な対象者となる。

(2)　生活困窮者自立支援法による事業について

ア　自立相談支援事業

自立相談支援機関の相談支援員が生活にお困りの方からの相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行う。

イ　住居確保給付金

離職などにより経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある方に対して、就労に向けた活動を行うことを条件に、一定期間家賃相当額を支給する（家賃補助）。

または、収入が著しく減少し、家計改善のため高額家賃から定額家賃への転居により

家賃負担額を軽減する必要がある方で支給要件を満たす方に対し、転居費用の一部を支給する（転居費用補助）。

ウ　就労準備支援事業

就労意欲の喚起のための動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、必要な訓練を日常生活の自立、社会生活の自立の段階から計画的で一貫した支援を半年から１年の有期で行う。

エ　居住支援事業

（ア）一時生活支援事業

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間、宿泊場所や衣食の供与を行う。退所後の生活に向けて本人の状況に応じて就労支援などの自立支援を行う。

（イ） 地域居住支援事業

一時生活支援事業の退所者等に対し、一定期間、住居の確保に関する援助、居住を安定して継続するための支援などを行う。

オ　家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

カ　子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖防止の取り組みとして、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対し、日常的な生活習慣の取得や高校中退防止の支援を行う。

(3)　その他の事業

ア　生活福祉資金貸付制度

イ　生活保護受給者等就労自立促進事業

ウ　愛知県生活困窮者法律相談支援事業

(4) 自立相談（新規）受付件数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	7	8	10	9	5	11	7	10	6	8	10	11	102
令和6年度	14	7	19	10	12	10	8	18	14	12	11	20	155
令和7年度	14	18	12	14	15	8	16	7	6	11	14	13	148

(5)住居確保給付金・一時生活支援事業支給額の推移

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
住居確保給付金（家賃補助）	(22名) 1,987,500円	(7名) 751,200円	(5名) 118,500円
住居確保給付金（転居費用補助）			(0名) 0円
一時生活支援事業	(10名) 1,553,898円	(7名) 1,623,200円	(12名) 2,447,900円

※（）内は対象人員

４　生 活 保 護

(1) 生活保護制度

日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立するための援助を行う制度である。

国が、その困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

ア　生活保護の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の８種類の扶助がある。

イ　保護の基準

令和８年度(令和７年１０月施行)の標準３人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。

標準３人世帯(33 歳男､29 歳女､４歳子)

区　　分	令和８年度	備　　考
３級地-１	155,550 円	冬期加算（月額×5/12）、児童養育加算を含む、住宅扶助別途

ウ　保護の実施機関

郡部においては、県福祉事務所長が保護の決定及び実施に関する事務を行っている。

また､町村長は特に急迫した事由により放置することが適当でない状況にある要保護者に対し保護を行うとともに、要保護者の発見通報、保護申請書の受理、送付、保護金品の支給、要保護者の調査などを行っている。

福祉事務所には､ケースワーカーが配置され､被保護者の実際の援助に当たっている。

また、民生委員は協力機関として、要保護者の発見、生活状態の調査、意見の具申、被保護者の生活指導などを行っている。

(2) 保護の状況

ア　世帯類型別被保護世帯数　　（令和８年３月分月報）

	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	世帯類型別				
				高齢	母子	障害	傷病	その他
大治町	253	291	0.88	142	6	31	32	42
蟹江町	272	334	0.92	163	7	35	13	54
飛島村	9	9	0.20	5	－	2	－	2
計	534	634	0.86	310	13	68	45	98
愛知県	16,722	20,475	0.57	8,748	592	2,393	2,138	2,736

（注）１　保護率（被保護人員／人口）算定に使用した人口は、県内統一により前年10月の人口を使用。
２　愛知県は政令市及び中核市を含まない。
３　愛知県の世帯類型別世帯数には、停止中の被保護世帯を含まない。そのため、被保護世帯数帯数と合致しない。

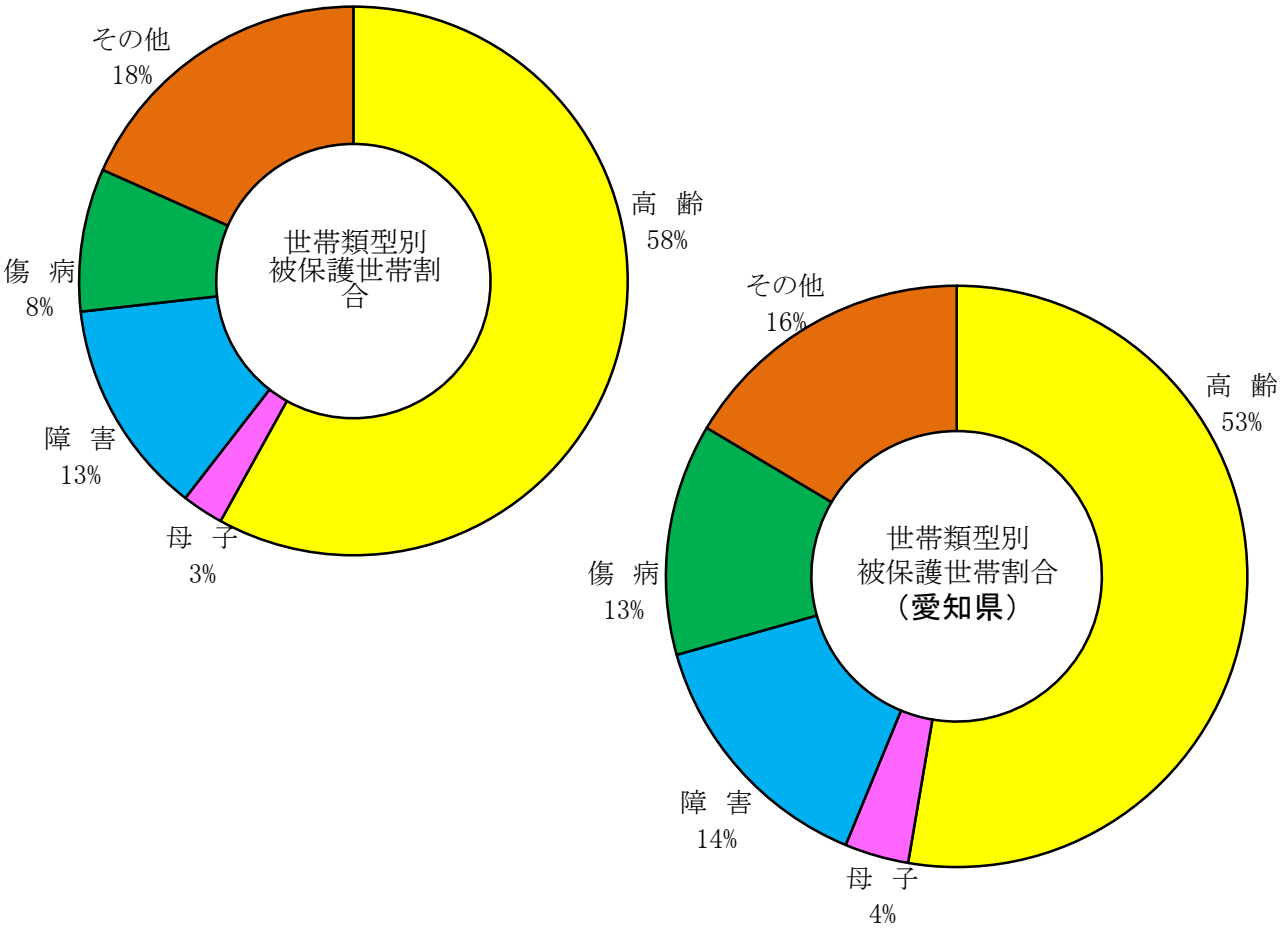

・高齢世帯…65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
・母子世帯…現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
・傷病世帯…世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、世帯主が傷病のため働けない世帯
・障害世帯…世帯主が、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯
・その他世帯…上記のいずれにも該当しない世帯（失業等により生活困窮に至った世帯など。）

イ　被保護者数・世帯数の年次推移

年度	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	世帯類型別				
				高齢	母子	障害	傷病	その他
H27	419	556	0.77	213	23	44	59	80
H28	436	599	0.82	233	26	44	49	84
H29	460	630	0.86	251	29	49	47	84
H30	475	632	0.86	265	27	47	44	92
H31	468	616	0.83	276	24	54	39	75
R2	468	617	0.83	265	23	54	45	81
R3	506	646	0.87	298	23	61	38	86
R4	563	701	0.95	308	20	65	47	123
R5	565	699	0.94	314	17	69	42	123
R6	542	658	0.94	312	14	71	51	94
R7	540	640	0.87	313	14	69	47	97

（注１）大治町、蟹江町、飛島村分
（注２）世帯類型別世帯数には、停止中の被保護世帯を含まないため、被保護世帯数と合致しない。

被保護者数･世帯数の年次推移

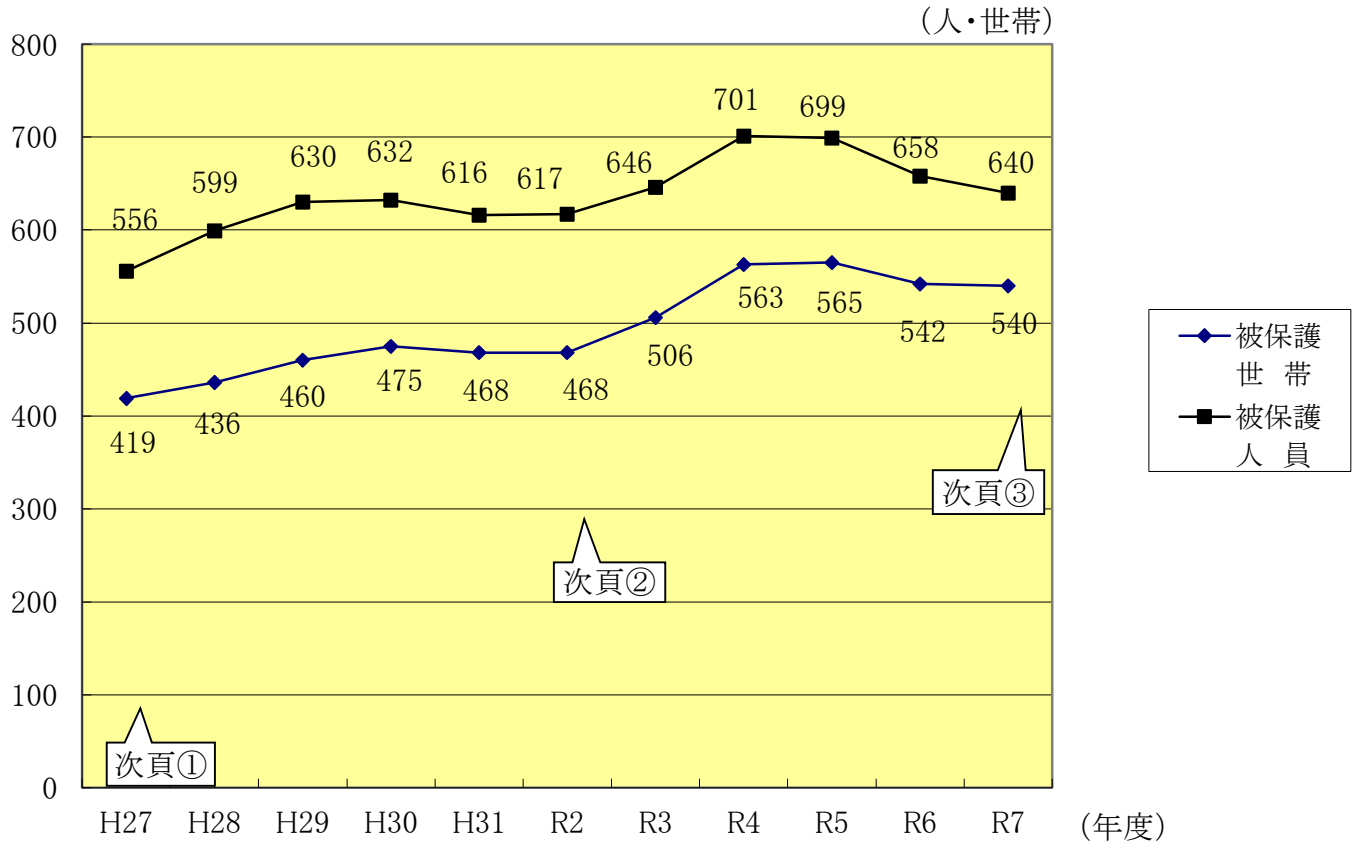

各年度３月末の数値

世帯類型別被保護世帯数割合の変遷

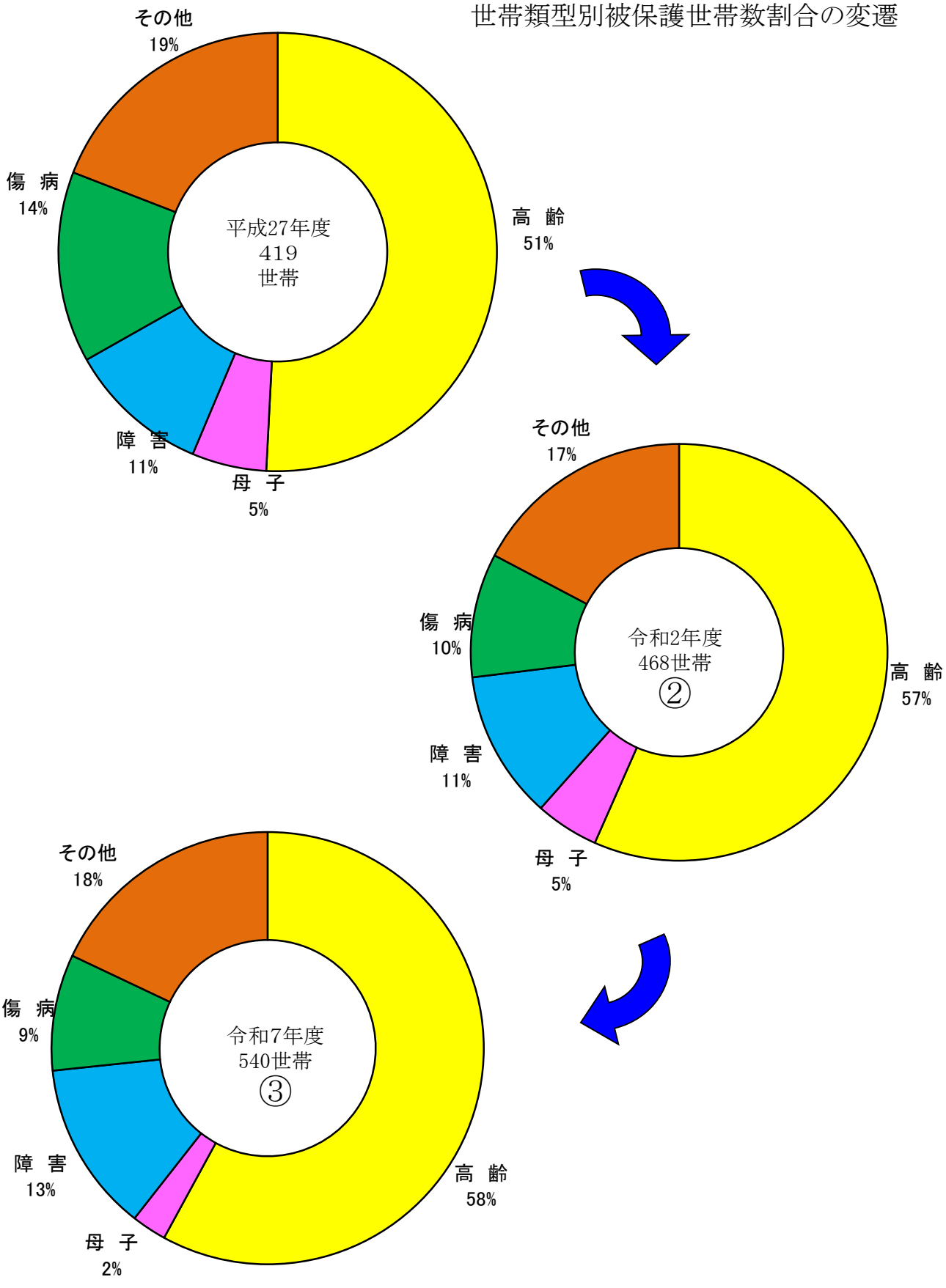

ウ　保護費の状況（令和７年度）

（単位：円）

区　　分	金　　額	区　　分	金　　額	区　　分	金　　額
生活扶助	306,056,181	介護扶助※	49,033,268	保護施設事務費	13,845,611
住宅扶助	194,668,231	出産扶助	878,570	就労自立給付金	566,988
教育扶助	2,674,957	生業扶助	2,515,493	進学準備給付金	0
医療扶助※	634,051,341	葬祭扶助	6,448,917	合計	1,210,739,557

（注）医療券・介護券による支払を含む。

（保護費の総支給額　　1,210,739,557円）

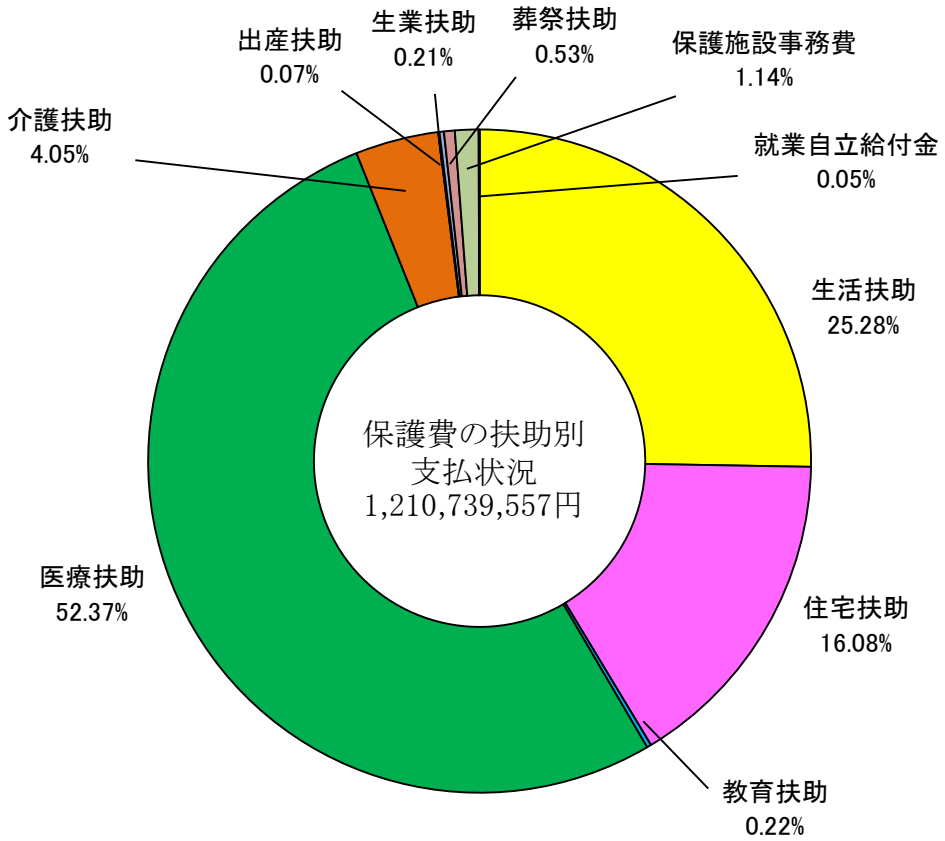

エ　施設入所による保護

生活保護法に基づく救護施設は、身体上又は精神上に著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて保護しているが、入所状況は次のとおりである。

（令和８年３月分月報）　　（単位：人）

区　分	愛厚新生寮	愛厚明知寮
入所者数（定員）	－　（120）	5　（60）

５　高齢者福祉

我が国では、高齢化の進展に伴い要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族を巡る状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして平成12年４月に介護保険制度が創設された。法施行５年目には制度が検証され、高齢者の尊厳の保持を明確にし、介護予防等を目的として制度が見直され、平成 18 年４月から本格実施されている。

県においては、令和６年３月に、総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため「第９期愛知県高齢者健康福祉計画」（計画期間：令和６年度から令和８年度までの３年間）を策定した。

この計画に基づき「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」を目指して、各施策を実施している。

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、介護を必要とする人の介護を家族だけでなく社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的・一体的な介護サービスの提供が受けられる、負担と給付（介護サービス）の関係が明確な社会保険である。

この制度は、高齢者保健福祉施策の重要な柱として平成 12 年４月にスタートした。

保険者は、市町村及び特別区である。被保険者は市町村に住所を有する 65 歳以上の人（第１号被保険者）及び 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第２号被保険者）である。

介護保険の保険給付（サービス）を受けるには、まず要介護等の認定を受ける必要があり、介護認定審査会での審査判定結果（要介護・要支援の認定）に基づき、申請者の介護の必要の程度や実情にあわせた各種のサービスが事業者から提供される。

ア　介護保険料

管内市町村の第１号被保険者の保険料（基準額）は下表のとおりであり、これに基づき負担能力に応じた所得別段階の定額保険料が賦課されている。

なお、第２号被保険者の保険料は、医療保険の保険料に上乗せされている。

第１号被保険者（65 歳以上）の年度別月額保険料基準額　　（単位：円）

市町村名	第７期	第８期	第９期
	平成30年度～令和２年度	令和３年度～令和 ５年度	令和６年度～令和８年度
津島市	5,600	5,600	5,800
愛西市	5,100	5,500	5,750
弥富市	5,540	6,050	6,200
あま市	5,200	5,400	5,650
大治町	5,200	5,700	5,700
蟹江町	5,500	5,700	5,600
飛島村	6,350	6,350	6,250

イ　被保険者数　　（令和８年3月31日現在）（単位：人）

市町等名	第１号 被保険者	第２号　被保険者	計
津島市	17,647人	21,147人	38,794人
愛西市	18,972人	20,693人	39,665人
弥富市	11,472人	14,825人	26,297人
あま市	22,705人	31,256人	53,961人
大治町	7,015人	12,470人	19,485人
蟹江町	9,592人	13,051人	22,643人
飛島村	1,395人	1,480人	2,875人
計	88,798人	114,922人	203,720人

※ 第１号被保険者：65歳以上の者

第２号被保険者：40～64歳までの医療保険加入者（住民基本台帳上の人口で整理）

ウ　要介護（支援）認定者数　　（令和８年3月31日現在）（単位：人）

市町等名	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
津島市	391人	615人	581人	640人	478人	373人	209人	3,287人
愛西市	464人	593人	619人	636人	572人	462人	277人	3,623人
弥富市	253人	375人	381人	357人	279人	272人	155人	2,072人
あま市	834人	783人	868人	740人	571人	502人	336人	4,634人
大治町	245人	253人	239人	242人	198人	143人	96人	1,416人
蟹江町	246人	321人	340人	316人	237人	187人	145人	1,792人
飛島村	15人	26人	54人	59人	26人	30人	21人	231人
計	2,448人	2,966人	3,082人	2,990人	2,361人	1,969人	1,239人	17,055人
構成比	14.4%	17.4%	18.1%	17.5%	13.8%	11.5%	7.3%	100.0%

６　児童福祉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）は、戦後間もなく制定されたが、近年、少子化の進行、共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下、児童虐待の増加など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

中でも、急速な少子化による人口減少社会の到来に伴い、「子育て支援」が喫緊の課題となっている。国では、平成 15 年の次世代育成支援対策推進法の制定、平成 16 年の「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」などにより、地域の子育て支援に取り組んできた。平成 22 年には、「子ども・子育てビジョン」が策定され、子どもが主人公として位置付けられ、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方が転換された。

本県でも、平成 17 年に「あいち　子育て・子育ち応援プラン」を策定し、平成 19 年には「愛知県少子化対策推進条例」を制定。これに基づき、「あいち子育て応援宣言」や「はぐみんデー」などの県民運動を推進してきた。平成 22 年には「あいち　はぐみんプラン」、平成 27 年には「はぐみんプラン 2015 - 2019」、令和２年には「はぐみんプラン 2020 - 2024」を策定し、「家庭を築き、安心して子どもを生み育てる社会の実現」を基本目標に、施策を推進している。

令和 7 年 3 月には、これまでの取組を継承・発展させる形で、「愛知県こども計画　はぐみんプラン 2029」が策定された。本計画では、子ども・若者・子育てに関する課題に対し、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行うとともに、社会参画や意見反映の推進、地域や企業との協働による基盤整備を図り、「日本一子育てしやすく、すべての子ども・若者が輝くあいち」の実現を目指している。

（１） 家庭児童相談室

家庭における児童の福祉の向上を図る施策の一つとして、「家庭児童相談室」が設置されており、現在３町村を１名の家庭相談員が担当している。

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成上極めて重要であるので、養育上の諸問題の相談に応じ、専門的な相談・助言を行っている。電話や来所での相談、重点的に指導を要する児童の家庭については訪問して相談・助言等を行っている。

専門的な判断が必要なケースは児童・障害者相談センターと連携し適切に処遇している。

この他には、町村が実施している１歳半健診等の事後教室、母子通園や親の会などの援助、障害児等療育支援事業の協力等をしながら、地域のニーズに合わせたより細やかな家族支援を行っている。

家庭児童相談室における相談状況（令和７年度）　（単位：件）

区分		性生活習慣格等	知能・言語	学校生活等			非行	家族関係		環境福祉	障害	その他	計
				人間関係	不登校	その他		虐待	その他				
個別相談		－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	2
グループ相談	健診事後教室	－	63	－	－	－	－	－	－	－	－	－	63
	親の会	－	2	－	－	－	－	－	－	－	60	－	62
	障害児母子療育	－	123	－	－	－	－	－	－	－	10	2	135
巡回療育相談		－	18	－	－	－	－	－	－	－	2	－	20
関係機関との連絡　他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
計		－	206	－	－	－	－	－	2	－	72	2	282
構成比（%）		－	73.0	－	－	－	－	－	0.7	－	25.5	0.7	100.0

（※ 構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない）

家庭児童相談室における年度別相談状況　（単位：件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
障　害	173	199	231	51	72
虐　待	12	11	11	17	0
上記以外	233	260	242	253	210
計	418	470	484	321	282

7　ひとり親家庭への支援

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉については、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、母子・父子自立支援員による各種の相談機能を強化し、就業支援に主眼を置いた総合的な支援の推進を図っている。

(1) 母子家庭等に対する相談支援体制

母子・父子自立支援員（１名）

母子家庭等に対する総合的な窓口として、生活全般にわたる問題の解決に必要かつ適切な指導・助言及び情報提供を行うなど、母子家庭等の自立の促進を図る。

母子・父子自立支援員相談指導状況（令和７年度）

事　項　別		延件数	構成比
		件	%
生活一般	住宅	2	
	医療･健康	－	
	家庭紛争	－	
	就労	107	
	結婚	－	
	養育費	－	
	借金	－	
	その他	5	
	小　計	114	73.1
児童	養育	1	
	教育	1	
	非行	－	
	就職	－	
	その他	2	
	小　計	4	2.6

事　項　別			延件数	構成比
			件	%
経済的支援・生活援護	母子福祉資金	貸付	21	
		償還	15	
	父子福祉資金	貸付	1	
		償還	－	
	寡婦福祉資金	貸付	－	
		償還	－	
	公的年金		－	
	児童扶養手当		1	
	生活保護		－	
	税		－	
	その他		－	
	小　計		38	24.3
その他	売店設置(法第25条)		－	
	たばこ販売(法第26条)		－	
	母子世帯向公営住宅(法第27条)		－	
	母子福祉施設の利用		－	
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)		－	
	小　計		0	0
合　計			156	100

(2) 母子・父子家庭自立支援対策事業

母子・父子家庭自立支援給付金（実施主体　県・市）　　（令和８年４月１日現在）

自立支援教育訓練給付金	対象講座	ア　雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」の指定教育訓練講座 イ　雇用保険制度の「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座
	支　給　額	ア　受講料の６割相当額 （上限 20 万円・下限１万２千１円） イ　受講料の６割相当額 （上限 40 万円×修業年数　最大 160 万円・下限１万２千１円） 講座修了後１年以内に資格取得し、就職等した場合、受講料の８割５分相当額 （上限 60 万円×修業年数　最大 240 万円・下限１万２千１円） ※雇用保険制度から「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の支給を受ける場合は、当該給付金の額を差し引いた額
高等職業訓練促進給付金	支給期間	看護師等の養成機関で修業する期間（上限４年） ※対象資格によっては、４年制の修学であっても４年間の支給が認められない場合がある。
	支　給　額	市町村民税非課税世帯　月額 100,000 円 市町村民税課税世帯　　月額　70,500 円 ※修学期間の最後の 12 ヵ月は 40,000 円増額
高等職業訓練修了支援給付金	支　給　額	市町村民税非課税世帯　50,000 円 市町村民税課税世帯　　25,000 円
高卒認定試験合格支援給付金	支　給　額	ア　高卒認定試験対策講座受講開始時 受講料の４割相当額 （上限 20 万円、下限４千１円） イ　高卒認定試験対策講座受講修了時 受講料の５割相当額からアとして支給した額を差し引いた額 （アとの合計で上限 25 万円、下限４千１円） ウ　高卒認定試験合格時 受講料の１割相当額 （ア、イとの合計で上限 30 万円） ※通信制の場合は、上限額がそれぞれ半額となる。
学士等取得支援給付金	支　給　額	入学金及び授業料の６割相当額 （上限 40 万円×修学年数　最大 160 万円）

母子・父子家庭自立支援給付金支給実績

給　付　金　名		令和５年度	令和６年度	令和７年度
自立支援教育訓練給付金	支給人員（人）	5	1	－
	支給金額（円）	269,690	100,000	－
高等職業訓練促進給付金	支給人員（人）	6	6	2
	支給金額（円）	6,189,500	6,355,500	1,692,000
高等職業訓練修了支援給付金	支給人員（人）	2	3	1
	支給金額（円）	75,000	100,000	25,000
高卒認定試験合格支援給付金	支給人員（人）	－	－	－
	支給金額（円）	－	－	－

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

（目　的）

母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付を行う。

（貸付対象者）

母子福祉資金‥‥配偶者のない女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者又はその扶養している児童等

父子福祉資金‥‥配偶者のない男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者又はその扶養している児童等

寡婦福祉資金‥‥配偶者のない女子で、児童が 20 歳に達したことなどにより、母子福祉資金を借りることができない者又はその扶養している子等

母子父子寡婦福祉資金年貸付状況

資　金　名		令和６年度		令和７年度	
		決定状況	貸付支払状況	決定状況	貸付支払状況
生活資金	件数（件）	1	1	—	—
	金額（円）	2,400,000	1,200,000	—	—
修学資金	件数（件）	—	1	—	1
	金額（円）	—	1,302,000	—	1,302,000
就学支度資金	件数（件）	—	—	1	—
	金額（円）	—	—	580,000	—
合　　計	件数（件）	1	2	1	1
	金額（円）	2,400,000	2,502,000	580,000	1,302,000

(4) 養育費確保支援給付金

公正証書等の作成に要する経費（35,000 円以内）を支給する。

（５） 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を監護又は養育している者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

対象児童は 18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害を有する者であり、父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が政令で定める程度の障害を有する児童、父又は母に１年以上遺棄されている児童、父又は母が１年以上拘禁されている児童等を監護又は養育している者に支給される（父子家庭は、平成 22 年８月から対象)。

なお、受給資格者が公的年金を受けることができるとき、その年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当が支給されるが、児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されているときなどは、支給されない。

手当額(月額)　　（令和８年４月１日現在）

区　　分	全 部 支 給 者	一部支給停止者
児 童 １ 人 の 場 合	48,050 円	48,040 円～11,340 円
児 童 ２ 人 の 場 合	59,400 円	59,380 円～17,020 円
児童３人以上の場合 （児童１人増すごとに）	11,340 円～5,680 円加算	

○所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者本人及び扶養義務者等の前年の所得（１月から 10 月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額以上のときは、手当の全部又は一部が支給されない。

所得の限度額（政令で定める額）　　（令和８年４月１日現在）

区　　分		０人	１人	２人	３人
受給資格者	全部支給	690,000 円	1,070,000 円	1,450,000 円	1,850,000 円
	一部支給	2,080,000 円	2,460,000 円	2,840,000 円	3,220,000 円
扶養義務者等		2,360,000 円	2,740,000 円	3,120,000 円	3,500,000 円

（注１）受給資格者、扶養義務者等とも扶養親族等の数が４人以上の場合は、扶養親族等の数が１人増すごとに 380,000 円加算。

（注２）受給資格者本人所得で、70 歳以上の同一生計配偶者、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族又は老人扶養親族があるときは、上記金額に 70 歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき 10 万円を、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族は 15 万円を加算した額。

（注３）扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、上記額に老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６万円を加算した額。

○支給時期　年６回（１月、３月、５月、７月、９月、11 月）

管内児童扶養手当受給者の状況（令和８年３月 31 日現在）（単位：人）

区　　分	大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数	236	151	8	395
児童数	－	－	－	623

※　全部支給停止者を除く。

（６）　遺児手当

父母が婚姻を解消、両親又は片親がいない状態（父又は母が死亡、１年以上遺棄、１年以上拘禁、１年以上行方不明）若しくは父又は母が重度の障害等の状態にある家庭の児童で、県内に住所があり、18 歳以下（18 歳に到達した年度の末日まで）の者を監護又は養育している者に支給することにより、児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的としている。

○手当額(月額)　児童１人につき、

１～３年目　4,350 円

４～５年目　2,175 円

６年目以降　　0 円

○所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得（１月から 10 月までの手当については前々年の所得）が規則で定める額以上である場合は、その年度（11 月から翌年の 10 月まで）は、手当の全部を支給停止する。

所得の限度額（規則で定める額）　　（令和８年４月１日現在）

区　　分	０人	１人	２人	３人
受給資格者	2,080,000 円	2,460,000 円	2,840,000 円	3,220,000 円
扶養義務者等	2,360,000 円	2,740,000 円	3,120,000 円	3,500,000 円

（注 1）受給資格者、扶養義務者等とも扶養親族等の数が 4 人以上の場合は、扶養親族等が 1 人増すごとに 380,000 円加算。

（注 2）受給資格者本人所得で、70 歳以上の同一生計配偶者、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族又は老人扶養親族があるときは、上記額に 70 歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき 10 万円を、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族は 15 万円を加算した額。

（注 3）扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、上記額に老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６万円を加算した額。

○支給時期　年６回（１月、３月、５月、７月、９月、11 月）

管内遺児手当の支給状況　（令和８年３月 31 日現在）　　（単位：人）

区　分	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数	151	135	89	270	120	72	6	843
児童数	231	236	152	442	208	105	8	1,382

※　支給停止者を含む。

８　女性支援事業等

平成 14 年 4 月 1 日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法（平成 13 年法律第 31 号)」が全面施行され、配偶者からの暴力に関する相談や被害者の保護・支援が制度化された。

令和 6 年 4 月 1 日には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号)」が施行され、性的被害、家庭環境、地域との関係など多様で複合的な問題を抱える女性への支援体制が強化された。

当センターでは「女性相談支援センター海部駐在室」を設置し、女性相談支援員 2 名が津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡 3 町村（大治町、蟹江町、飛島村）を管轄している。問題を抱える女性の相談に応じ、必要に応じて支援や関係機関の紹介を行うほか、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての役割も担っている。

女性相談支援センター海部駐在室における相談件数（令和 7 年度）　　単位：件

人間関係		面接	電話
夫等	夫等の暴力	114	4
	酒乱・薬物中毒	0	0
	離婚問題	59	4
	その他	0	7
子ども	子どもの暴力	2	2
	養育不能	0	0
	その他	2	4
親族	親の暴力	2	1
	その他の親族の暴力	0	0
	その他	4	6
交際相手	生活本拠共交際相手暴力	0	0
	交際相手の暴力	1	0
	同性間交際相手の暴力	0	0
	その他	0	1
家庭不和		0	1
その他の者の暴力		16	1
男女問題		0	0
その他		0	4
小　計		200	35
構成比（%）		79.4	58.4

経済関係	面接	電話
生活困窮	5	0
借金・サラ金	0	0
求職	0	0
その他	0	2
小　計	5	2
構成比（%）	2.0	3.3

医療関係		
病気	0	0
精神的問題	24	20
妊娠・出産	5	0
その他	0	0
小　計	29	20
構成比（%）	11.5	33.3

その他	面接	電話
住宅問題	17	0
帰住先なし	1	1
不純異性交遊	0	0
売春強要	0	0
ヒモ暴力団関係	0	0
５条関係（勧誘等）	0	0
ストーカー	0	2
その他	0	0
小　計	18	3
構成比（%）	7.1	5.0

合　計	・面接　252 件　（うち一時保護　2 件）　・電話　60 件

《ＤＶ相談》

【面接人数】※毎月の実人数を合計したもの

・身体的・性的暴力　48 人　　・内.６５歳以上　3 人
・精神的暴力のみ　23 人　　・内.外国籍　2 人

【電話相談件数】

・本人からの相談　4 件
・本人以外からの相談　0 件

. . ９　障害者福祉

(1) 障害保健福祉施策

障害者施策は、平成５年 12 月に改正施行された「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」に掲げられたとおり、すべての障害者が社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる機会が与えられるように、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の「完全参加と平等」の実現に向けて推進されている。

平成 25 年４月には、介護給付等のサービス提供の一元化と障害者の日常生活や自立を総合的に支援するため、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(略称 障害者総合支援法) とするとともに、一部法改正し施行されている。

平成 28 年４月からは、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）（略称　障害者差別解消法）が施行された。

さらに、平成 28 年６月の児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられた。令和３年３月には「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」(計画期間：６か年　ただし障害福祉計画(障害児福祉計画)に該当する部分は国の障害福祉計画策定に係る基本指針に即して、2024 年度～2026 年度(３か年) とする)を策定した。障害者の自立に向けた福祉施設入所等からの地域生活への移行や福祉施設からの一般就労などに加え、障害児支援の提供体制の整備に関する成果目標を定める等、各種施策を実施することとしている。

(2)　手当等福祉施策

ア　特別障害者手当

20 歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者に支給される。

○手当額（月額）30,450 円(令和８年４月１日現在)

○所得制限

支給要件に該当する者であっても、受給資格者の前年の所得（１月から７月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額を超えるとき、若しくは受給資格者の配偶者又は扶養義務者の前年の所得（１月から７月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額以上であるときは、支給されない。

所得制限額（政令で定める額）　（令和８年４月１日現在）

区分＼扶養親族数	０人	１人	２人	３人
受給資格者本人	3,661,000 円	4,041,000 円	4,421,000 円	4,801,000 円
扶養義務者等	6,287,000 円	6,536,000 円	6,749,000 円	6,962,000 円

注１　扶養親族の数が４人以上の場合は、受給資格者は扶養親族の数が１人増すごとに 380,000 円加算、扶養義務者は扶養親族の数が１人増すごとに 213,000 円加算。

注２　受給資格者本人所得で、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき 100,000 円を、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族又は 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族があるときは、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族又は 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族１人につき 250,000 円を加算した額。

注３　扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６万円を加算した額。

○支給時期　年４回（２月、５月、８月、11 月）

管内特別障害者手当の支給状況（令和８年４月１日現在）（単位：人）

区　　分		大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数		34	27	1	62
種別	Ａ種	7	4	0	11
	Ｂ又はＣ種	27	23	1	51

イ　障害児福祉手当

20 歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給される。

○手当額（月額）　16,560 円（令和８年４月１日現在）

○所得制限及び支給時期　特別障害者手当と同じ

管内障害児福祉手当の支給状況（令和８年４月１日現在）（単位：人）

区　　分		大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数		14	14	3	31
種別	Ａ種	4	3	0	7
	Ｂ又はＣ種	10	11	3	24

ウ　経過的福祉手当

20 歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない在宅の者（障害程度は障害児福祉手当と同じ）に支

給される。

○手当額（月額）　16,560 円（令和８年４月１日現在）

○所得制限及び支給時期　特別障害者手当、障害児福祉手当と同じ

管内福祉手当の支給状況（令和８年４月１日現在）　（単位：人）

区　　分		大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数		0	2	0	2
種別	A種	0	0	0	0
	B又はC種	0	2	0	2

エ　国の手当に対する加算

特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の受給者のうち A 種又は B 種に該当する者に対しては、県の手当が加算して支給される。

加算額（月額）

区　　分	内　　容	金　　額
A 種 身体障害１～２級かつ IQ35 以下の合併	・特別障害者手当	6,850 円
	・障害児福祉手当及び経過的福祉手当	6,900 円
B 種 身体障害１～２級又は IQ35 以下	・特別障害者手当	1,050 円
	・障害児福祉手当及び経過的福祉手当	1,150 円

オ　特別児童扶養手当

家庭において、精神又は身体に障害のある 20 歳未満の児童を監護又は養育する者に手当を支給することにより、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としている。

○障害程度

１級　IQ35 以下程度又は身体障害１～２級程度の者

２級　IQ50 以下程度又は身体障害３級（４級の一部を含む。）程度の者

○手当額(月額)　（令和８年４月１日現在）

１級　58,450 円、２級　38,930 円

○所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者本人及び扶養義務者等の前年の所得（１月から７月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額以上のときは、手当は支給されない。

所得制限額（政令で定める額）　（令和８年４月１日現在）

区分＼扶養親族数	０人	１人	２人	３人
受給資格者本人	4,596,000 円	4,976,000 円	5,356,000 円	5,736,000 円
扶養義務者等	6,287,000 円	6,536,000 円	6,749,000 円	6,962,000 円

注１　扶養親族等の数が４人以上の場合は、扶養親族等が１人増すごとに、受給資格者本人については 380,000 円、扶養義務者等については 213,000 円加算。

注２　受給資格者本人所得で、70 歳以上の同一生計配偶者、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族又は老人扶養親族があるときは、上記額に 70 歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき 10 万円を、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族は 25 万円を加算した額。

注３　扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、上記額に老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６万円を加算した額。

○支給時期　年３回（４月、８月、11 月）

管内特別児童扶養手当の支給状況（令和８年４月１日現在）　（単位：人）

区　分	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数	127	120	86	304	69	67	8	781
児童数（１級）	48	28	33	81	23	27	4	244
児童数（２級）	92	108	61	261	51	51	4	628

※支給停止者を除く。

カ　在宅重度障害者手当

在宅の重度障害者に、重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助になるよう県単独の制度により支給される。

ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の受給者には支給されない。

区　　分	対　　象　　者
１種重度障害者	・ １級又は２級の身体障害者手帳を有し、かつ IQ35 以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者
２種重度障害者	・１級又は２級の身体障害者手帳を有する者 ・IQ35 以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ・３級の身体障害者手帳を有し、かつ IQ50 以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ※65 歳以上になってから新たに障害者となった者を除く。

○手当額（月額）（令和８年４月１日現在）

１種重度障害者　15,950 円　　２種重度障害者　6,950 円

○所得制限　支給対象者であっても、「受給資格者の前年の所得（１月から７月までの手当については前々年の所得）が、3,758,000 円以上であるとき」若しくは「配偶者等扶養義務者の前年の所得（１月から７月までの手当については前々年の所得）が、6,287,000 円以上であるとき」には、支給されない。

○支給時期　年３回（４月、８月、12 月）

管内在宅重度障害者手当の支給状況（令和８年４月１日現在）　（単位：人）

区　分		津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数		535	534	355	683	229	251	39	2,626
種別	１種	5	8	4	10	3	3	0	33
	２種	530	526	351	673	226	248	39	2,593

キ　心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

（令和８年４月１日現在）

<table>
<tr><th>加入資格</th><th>掛　　金</th><th>掛金の減免</th><th>年金・弔慰金の額</th><th>受給権者数</th></tr>
<tr>
<td>《加入者》
心身障害者の保護者で特別な疾病又は障害を有しない65歳未満の者で、2口まで加入できる。

《障害者》
1 知的障害者

2 身体障害者（1～3級）の者

3 上記1及び2の障害者と同程度の障害があると認められる者</td>
<td>1 加入者の年齢により掛金が異なる。

2 既加入者（1口加入者）が特約口数追加で2口加入したいときは追加加入時の年齢に応じた掛金を納める。

3 加入期間が20年以上かつ加入者の年齢が65歳以上に達したときは掛金は免除。

4　脱退した場合、加入期間に応じて一口当たり次のとおり一時金を支給。
<table>
<tr><th>加　入　期　間</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td>5年以上10年未満</td><td>75,000円</td></tr>
<tr><td>10年以上20年未満</td><td>125,000円</td></tr>
<tr><td>20年以上</td><td>250,000円</td></tr>
</table>
（平成20年度以降加入）</td>
<td>1 生活保護世帯　100%

2 市町村民税非課税世帯　70%

3 市町村民税均等割のみ課税世帯　50%

4　災害、疾病、失業等により所得額が著しく減少したとき

5 ２人以上の障害者のために加入している場合は２人目以上の者に係る掛金　50%</td>
<td>1 年金は、加入者が死亡（障害）したときから毎月1口につき2万円を生涯にわたり支給される。

2 弔慰金は障害者が加入者より先に死亡した時に一時金として１口につき次の金額が支給される。
（掛金の返還はなし）
<table>
<tr><th>加入期間</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td>1年以上5年未満</td><td>円
50,000</td></tr>
<tr><td>5年以上20年未満</td><td>125,000</td></tr>
<tr><td>20年以上</td><td>250,000</td></tr>
</table>
（平成20年度以降加入）</td>
<td>・知的障害者　55名
・身体障害者　30名
・合　併　2名
・その他　3名
合　　計　90名</td>
</tr>
</table>

第３　児童育成課の事業

１　児童育成課の業務

児童・障害者相談センターの児童部門は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

(1)　市町村の業務（児童福祉法 10 条に規定　児童等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
(2)　児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
(3)　児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
(4)　児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
(5)　児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
(6)　里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
(7)　家庭裁判所に対し、親権喪失等、後見人の選任・解任の請求を行うこと。
(8)　児童虐待が行われているおそれがあると認められるとき、出頭要求をし、必要な調査または質問を行うこと。
(9)　児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査または質問を行うこと。

子どもや家庭をめぐる問題は、児童虐待相談の急増等、複雑・多様化しており、早期発見・早期対応や子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うためには、当センターが有する機能の他に、福祉、保健、医療、教育、司法等の関連機関との連携を図り、ネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。

そのため、児童虐待等の早期発見や解決の困難な児童問題に効果的な対応ができることを目的として「海部地域虐待等児童問題関係機関連絡調整会議」を設置して関係機関と緊密な連携を図るとともに、平成 16 年の児童福祉法の改正により規定された市町村の「要保護児童対策地域協議会」に積極的に関わりその支援を行う等、地域における関係機関のネットワークの構築とその強化に取り組んでいる。

また、関連する児童相談所業務として次のようなことを行っている。

- 療育手帳の交付
- 特別児童扶養手当認定のための診断
- 施設入所措置に伴う児童措置費負担金徴収事務

児童・障害者相談センターの障害者部門は、身体障害者福祉法第 11 条に規定する「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第 12 条に規定する「知的障害者更生相談所」として、身体障害者及び知的障害者の相談及び指導を行っている。

児童相談業務系統図

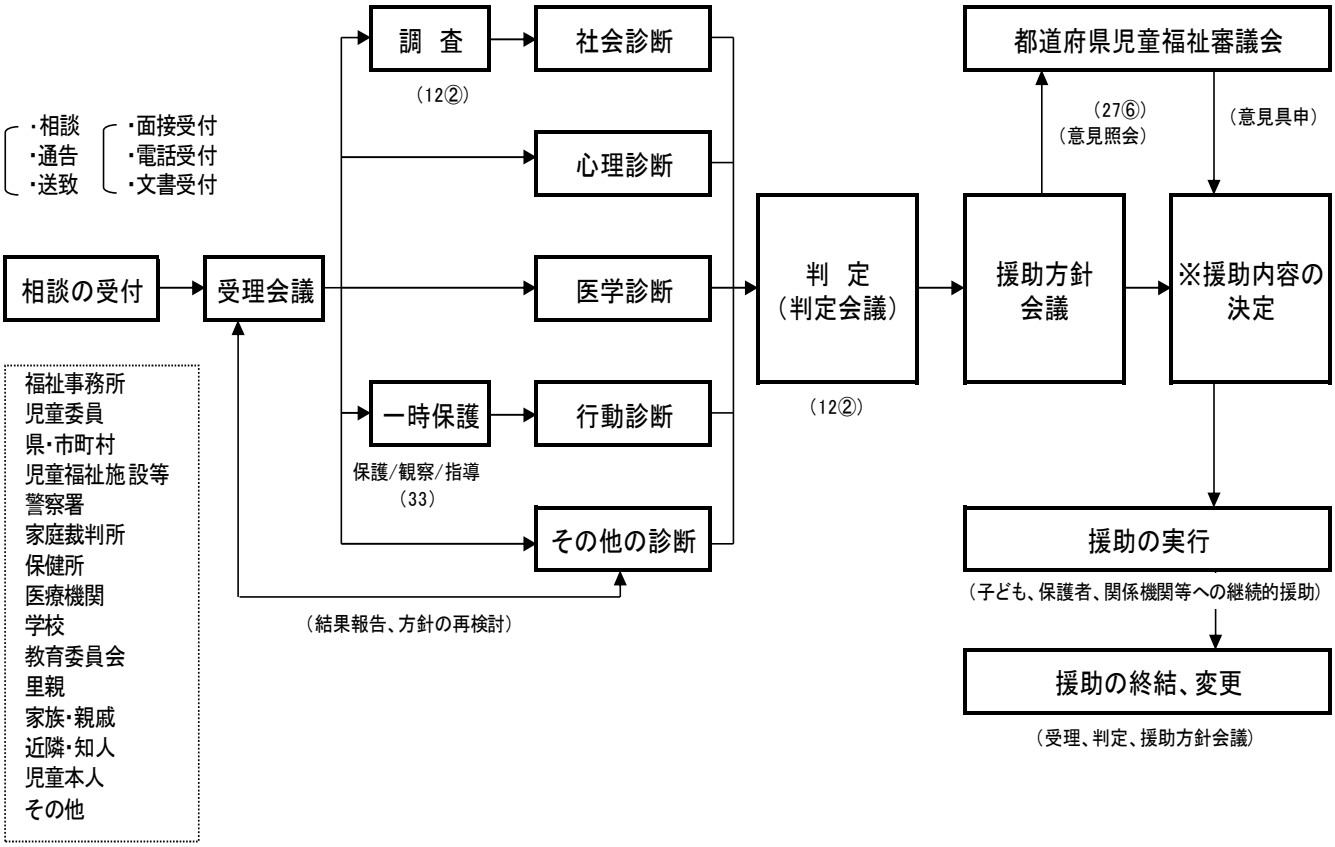

※援助内容

1 在宅指導
(1) 措置によらない指導（12②）
ア 助言指導
イ 継続指導
ウ 他機関あっせん
(2) 措置による指導
ア 児童福祉司指導（26①Ⅱ、27①Ⅱ）
イ 児童委員指導（26①Ⅱ、27①Ⅱ）
ウ 児童家庭支援センター指導（26①Ⅱ、27①Ⅱ）
エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導（27①Ⅱ）
オ 障害児相談支援事業を行う者の指導（26①Ⅱ、27①Ⅱ）
カ 指導の委託（26①Ⅱ、27①Ⅱ）
(3) 訓戒、誓約措置（27①Ⅰ）
2 児童福祉施設入所措置（27①Ⅲ）
指定医療機関委託（27②）
3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置（27①Ⅲ）
4 児童自立生活援助の措置（33の6①）
5 市町村への事案送致(26①Ⅲ)
福祉事務所送致、通知(26①Ⅳ、63の4、63の5)
都道府県知事、市町村長報告、通知（26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ）
6 家庭裁判所送致（27①Ⅳ、27の3）
7 家庭裁判所への家事審判の申立て
ア 施設入所の承認（28①②）
イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求（33の7）
ウ 後見人選任の請求（33の8）
エ 後見人解任の請求（33の9）

（数字は児童福祉法の該当条項）

２　相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のとおりの相談種別に分けている。

相談種別		内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第２条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待　生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待　性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待　暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）　保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出･失踪､死亡､離婚､入院､稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童､養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障害相談		肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。 盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。 重症心身障害児に関する相談。 知的障害児に関する相談。 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第 25 条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童､犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
育成相談		児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。 家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上のいずれにも該当しない相談。

3　相談指導の状況

(1) 相談受付状況

令和７年度に受け付けた相談件数は、1,540 件で、その状況は次のとおり。

なお、令和７年度より、相談支援受付システムの変更により、統計の改訂があります。

ア　経路別・年度別推移　(単位：件)

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
福祉事務所等	420	398	413	441	565
児童委員	1	－	－	－	－
役場・保健センター等	88	107	102	98	－
児童福祉施設等	12	16	9	11	9
警察等	401	320	349	449	515
家庭裁判所	2	3	－	1	－
保健所	－	－	－	－	－
医療機関	19	16	23	15	12
学　校・幼稚園等	31	27	48	68	27
教育委員会等	2	3	2	－	－
里親	－	1	1	－	2
家族・親戚	404	304	332	271	301
近隣・知人	113	107	66	77	73
児童本人	11	24	16	16	31
その他	8	2	26	21	5
合　　計	1,512	1,328	1,387	1,468	1,540

イ　相談種類別・年度別推移　(単位：件)

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
養護相談	虐待	493	367	436	494	486
	その他	320	285	275	328	284
保健相談		4	－	－	－	－
障害相談		412	495	511	493	546
非行相談	ぐ犯行為等相談	5	9	7	7	20
	触法行為等相談	23	13	12	22	21
育成相談		125	105	102	102	102
その他の相談		5	54	46	22	38
計		1,512	1,328	1,387	1,468	1,497

ウ　年齢別・相談種類別　（単位：件）

区分	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計
	虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談			
0歳	33	26	－	－	－	－	－	－	59
1歳	34	9	－	－	－	－	1	－	44
2歳	26	11	－	6	－	－	3	3	49
3歳	34	9	－	46	－	－	4	－	93
4歳	28	7	－	23	－	－	4	2	64
5歳	30	14	－	61	－	－	13	4	122
6歳	24	14	－	32	2	－	15	3	90
7歳	31	18	－	69	－	－	5	1	124
8歳	18	13	－	24	－	－	7	－	62
9歳	30	11	－	28	2	－	12	－	83
10歳	34	16	－	45	－	2	3	－	100
11歳	30	11	－	24	3	－	6	－	74
12歳	32	20	－	25	3	7	6	7	100
13歳	20	18	－	41	1	7	7	1	95
14歳	20	16	－	37	2	5	4	3	87
15歳	21	15	－	24	4	－	1	4	69
16歳	24	28	－	28	1	－	6	1	88
17歳	17	23	－	33	1	－	5	－	79
18歳以上	－	5	－	－	1	－	－	8	14
年齢不詳	－	－	－	－	－	－	－	1	1
計	486	284	－	546	20	21	102	38	1497

エ　市町村別・年度別推移　（単位：件）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
津島市	274	194	259	256	223
愛西市	182	173	165	216	228
弥富市	164	160	197	170	147
あま市	471	400	402	430	488
大治町	216	191	170	204	203
蟹江町	135	135	139	153	181
飛島村	11	6	8	10	14
管外	59	69	47	29	56
計	1,512	1,328	1,387	1,468	1540

オ　市町村別・相談種類別　　（単位：件）

区分	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計
	虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談			
津島市	77	28	－	81	2	10	18	7	223
愛西市	77	34	－	84	3	3	23	4	228
弥富市	30	43	－	64	2	－	6	2	147
あま市	190	58	－	190	5	8	31	6	488
大治町	94	27	－	62	2	6	9	3	203
蟹江町	53	47	－	58	3	3	13	4	181
飛島村	6	4	－	4	－	－	－	－	14
管外	12	20	－	5	4	－	3	12	56
計	539	261	－	548	21	30	103	38	1540

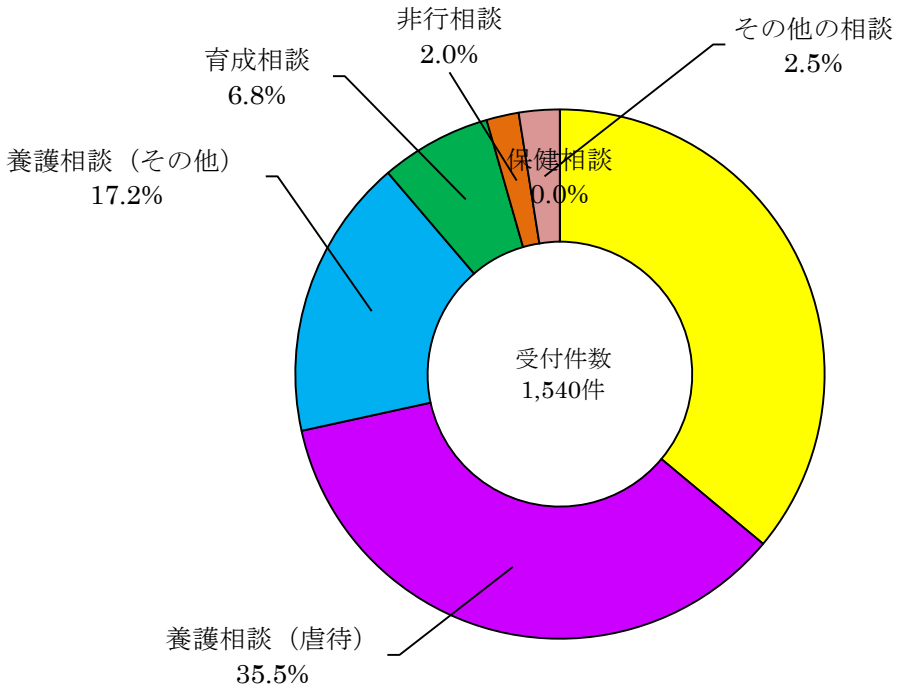

(2) 相談対応状況

令和 7 年度に対応した件数は，1,545 件で、相談種類別の対応状況は次のとおり。

なお、相談受付件数と相談対応件数とが一致しない場合は、受付から対応の間に年度をまたぐ場合等があるため。

（単位：件）

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村送致	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親・FH 委託	自立生活援助の実施		家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関斡旋					入所	※(下記)	通所		ム	自立援助ホ	その他				
養護相談	虐待相談	379	38	4	3	－	－	63	14	－	－	－	3	2	－		－	1	507
	その他の相談	259	14	7	－	－	－	－	4	－	－	－	5	4	1		－	5	299
保健相談		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
障害相談		550	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	553
非行相談	ぐ犯行為等相談	20	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22
	触法行為等相談	4	－	－	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12	24
育成相談		101	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	102
その他の相談		36	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	38
計		1349	55	13	11	－	－	63	18	－	－	－	8	6	1	－	3	18	1545

※児童福祉法第 27 条の 3 による家庭裁判所送致（入所の再掲）

(3) 養護相談の状況

養護相談（対応件数）についての詳細は、次のとおり。

ア　虐待相談（対応件数）の状況

(ｱ) 受付経路　　（単位：件）

区分	家族	近隣知人	学校等	県市町村	児童委員	保健所	医療機関	幼稚園保育園	警察	施設里親	児童本人	その他	計
件数	49	29	19	49	－	－	7	－	339	5	9	1	507

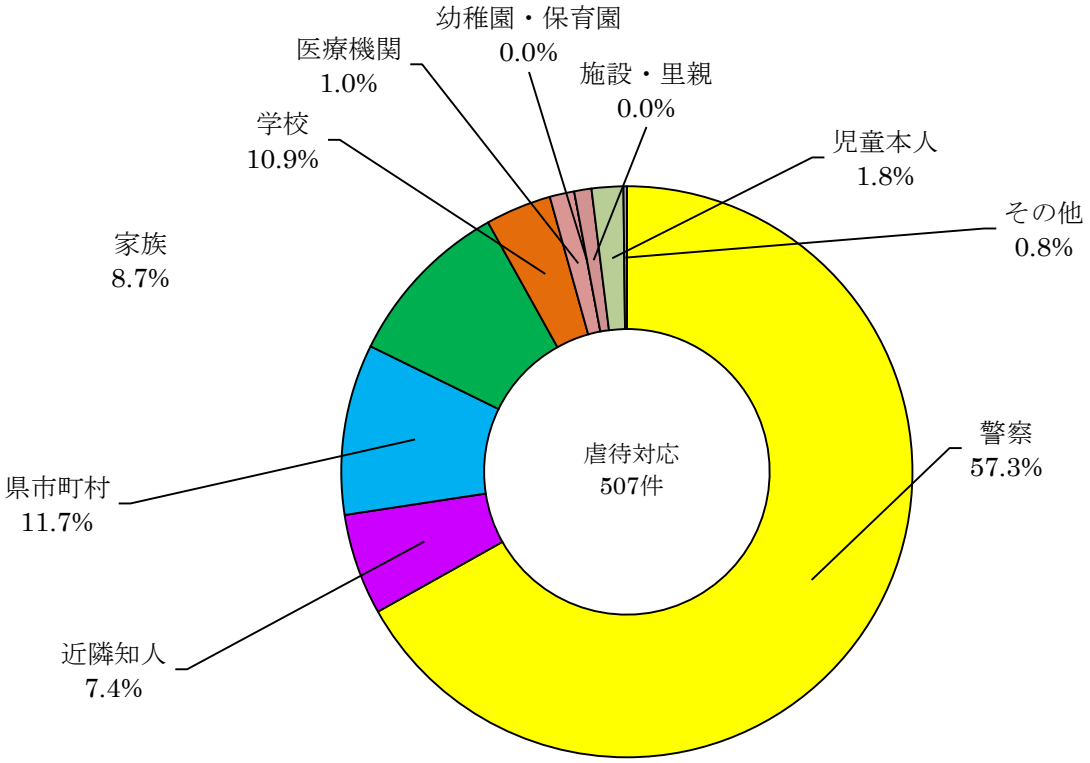

(ｲ) 対応状況　　(単位：件)

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	他機関斡旋	市町村送致	施設入所	里親委託	その他	計
件数	379	38	3	4	63	16	3	1	507

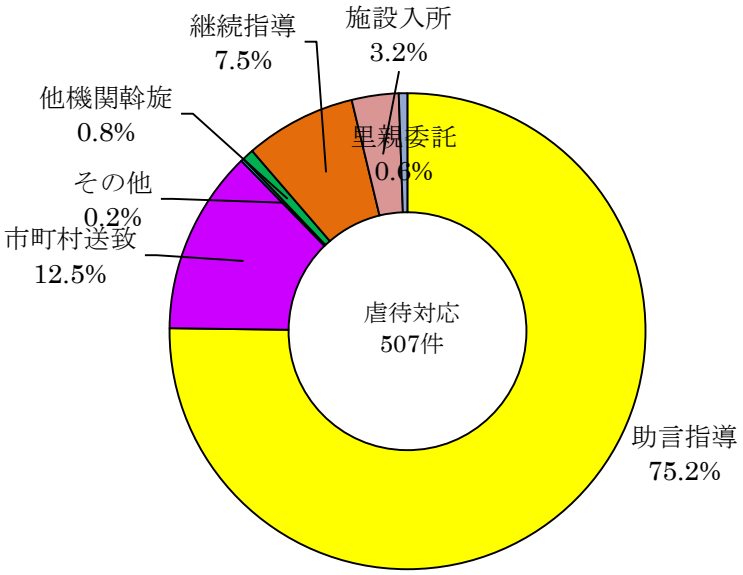

(ﾛ) 虐待の種類　　(単位：件)

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
件数	123	53	2	329	507

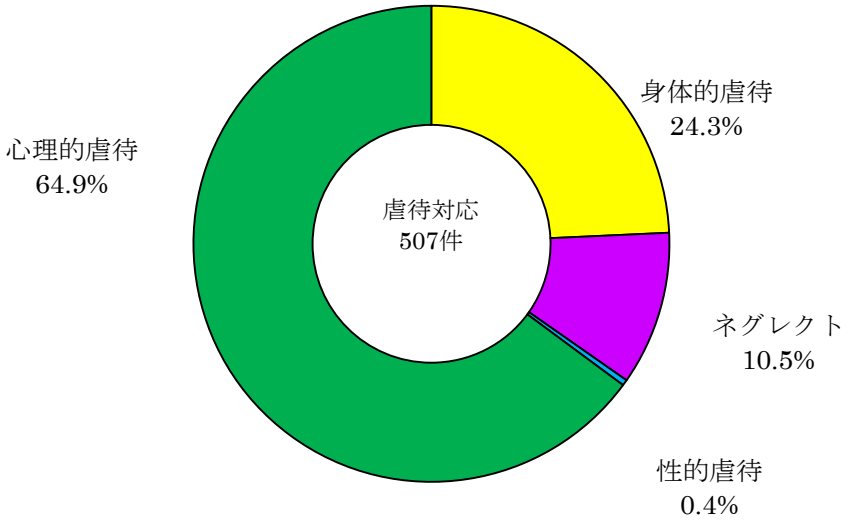

(ｴ) 被虐待児の年齢段階　　(単位：件)

区分	0～3 歳未満	3 歳～学齢前児童	小学生	中学生（以上含む）	計
件数	99	117	186	105	507

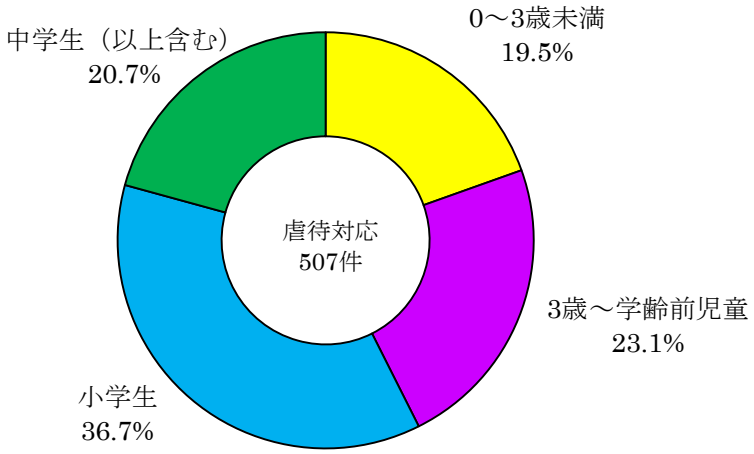

(ｵ) 主たる虐待者　　(単位：件)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
件数	228	34	227	4	14	507

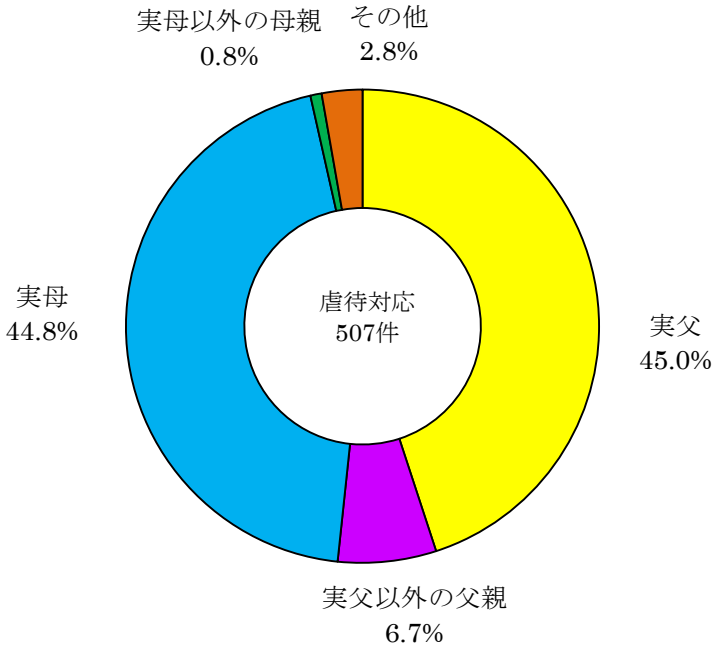

(4) 非行相談の状況

非行相談（受付件数）についての詳細は、次のとおり。

ア　学年別・年度別推移　（単位：件）

区　分	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	ぐ犯		触法		ぐ犯		触法		ぐ犯		触法		ぐ犯		触法		ぐ犯		触法	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
就学前	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
小学1年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－
小学2年	－	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
小学3年	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	1	－	－
小学4年	－	－	1	2	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－
小学5年	－	－	2	－	－	－	2	1	－	－	2	－	－	－	2	1	－	1	3	－
小学6年	－	－	2	－	－	－	－	－	1	2	4	－	－	－	3	－	4	1	4	1
中学1年	－	－	2	－	1	1	3	－	1	－	2	－	2	－	8	－	－	－	13	－
中学2年	1	－	4	1	1	2	1	－	1	1	2	－	1	－	6	－	1	－	8	－
中学3年	1	1	－	1	2	－	2	2	－	－	1	－	－	2	－	－	1	2	－	－
中卒以降	1	1	－	－	2	－	－	－	1	－	－	－	1	1	－	－	6	－	－	－
計	3	2	12	6	6	3	10	3	4	3	11	1	4	3	20	2	14	7	29	1
	5		18		9		13		7		12		7		22		21		30	

イ　ぐ犯行為等相談の内容別　（単位：件）

区　分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
不良交友	－	－	－	－	2	－	－	1	－	－
不純異性交遊	－	1	－	1	－	1	－	2	－	－
家出・外泊	1	1	1	2	1	1	－	2	4	1
金銭持ち出し	－	－	1	－	1	1	－	－	3	4
喫煙・飲酒	－	－	1	－	2	1	－	1	1	－
暴行・傷害	－	－	1	－	1	－	－	－	3	－
怠学	－	－	－	－	2	1	－	－	－	－
校則違反・授業妨害・校内暴力	－	－	1	－	1	2	－	－	1	－
家庭内暴力	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
窃盗	1	－	－	－	1	－	2	1	2	4
その他	1	－	1	－	1	－	－	－	2	－
計	3	2	6	3	12	7	2	7	16	9

ウ　触法行為等相談の内容別　（単位：件）

区　分			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
刑法犯	窃盗	万引き	1	5	1	2	－	－	1	－	9	1
		自転車盗、オートバイ盗	1	3	－	1	－	－	1	－	11	－
		その他	2	－	－	－	2	－	－	－	3	－
	その他	暴行・傷害・恐喝	1	－	3	－	7	－	13	1	4	－
		強制わいせつ・強姦	1	－	4	－	1	－	1	－	－	－
		その他	5	－	2	－	－	－	1	－	－	－
その他			1	－	－	－	1	1	3	1	9	－
計			12	8	10	3	11	1	20	2	36	1

(注) 受付件数アと内容別イ、ウとで計が一致しないのは、複数の区分に該当する場合それぞれに計上しているため。

(5) 障害相談の状況

療育手帳の交付状況

ア　新規交付・再判定状況　（単位：件）

区　　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規交付	A判定	10	4	23	22	15
	B判定	26	23	30	19	27
	C判定	77	117	102	96	71
	計	113	144	155	137	113
再判定数	A判定	96	82	75	89	90
	B判定	70	60	65	57	67
	C判定	119	121	99	125	166
	計	285	263	239	271	323

イ　療育手帳管理件数(18歳未満)（年度末現在）　（単位：人）

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A判定	195	195	215	238	240
B判定	157	175	198	193	195
C判定	412	503	536	544	558
計	764	873	949	975	993

(6) 里親の状況

ア　里親登録・認定状況　（単位：件）

区　分	令和6年度末登録･認定数	令和7年度登録･認定数		令和7年度末登録･認定数
		(開始)	(解除)	
養育里親	32	2	－	34
専門里親	2	1	－	3
親族里親	1	－	1	－
養子縁組によって養親となることを希望する里親	18	－	1	17

(注)複数の区分の里親として登録・認定されている場合は、それぞれに計上。一つの世帯に複数の里親が登録・認定されている場合は、世帯単位で１と計上。

イ　里親に委託している児童の状況　（単位：人）

区　分	令和6年度末委託児童数	令和7年度委託児童数		令和7年度末委託児童数
		(開始)	(解除)	
養育里親	9	1	3	7
専門里親	1	1	－	2
親族里親	－	－	－	－
養子縁組によって養親となることを希望する里親	1	2	2	1

(7) 一時保護の状況

ア　一時保護所分　（単位：件）

区　分		令和6年度末継続保護	受付(年度中)		保護解除（年度中）								令和7年度末継続保護
				児童福祉施設入所	里親FH委託	自立援助ホーム入所	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数(日)	
養護	虐待	3	38	3	－	－	1	－	16	19	39	1216	2
	その他	1	23	1	－	1	3	－	8	10	23	456	1
障害		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
非行		－	3	－	－	－	1	－	－	2	3	20	－
育成		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
保健･その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計		4	64	4	－	1	5	－	24	31	65	1692	3

イ　一時保護委託分

(ｱ) 一時保護委託状況　　（単位：件）

区分		警察等	児童福祉施設						里親	FH	自立援助ホーム	医療機関	その他	計
			児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設						
養護	虐待	7	81	6	－	－	－	－	15	6	9	－	8	132
	その他	3	30	4	－	－	1	－	22	8	12	－	9	89
障害		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
非行		1	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	1	4
育成		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
保健･その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計		11	111	10	－	－	1	－	37	14	23	－	18	225

(ｲ) 委託解除の委託先別状況　　（単位：件）

区分		前年度末継続委託	受付（年度中）	委託解除（年度中）									年度末継続委託
				児童福祉施設入所	里親FH委託	自立援助ホーム入所	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数（日）	
養護	虐待	6	130	10	2	2	12	－	38	68	132	2854	4
	その他	7	88	6	2	3	10	－	25	43	89	1659	6
障害		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
非行		－	4	－	－	1	1	－	－	2	4	64	－
育成		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
保健･その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計		13	222	16	4	6	23	－	63	113	225	4577	10

(8) 児童福祉施設等入退所の状況

（単位：人）

区分	令和6年度末現在の在籍数	令和7年度の異動		令和7年度末現在の在籍数
		入所	退所	
乳児院	3	6	3	6
児童養護施設	56	11	13	54
児童心理治療施設	3	2	－	5
児童自立支援施設	－	－	－	－
障害児入所施設	17	5	4	18
指定医療機関委託	2	－	－	2
ファミリーホーム	6	1	1	6
里親	13	7	8	12
計	100	32	29	103

発　行　　愛知県海部福祉相談センター

住　所　　津島市西柳原町１－１４

発行月　　令和８年１１月

電　話　　0567-24-2111（代）

ＦＡＸ　　0567-24-2229

ＵＲＬ　https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ama-fukushi/